

○生駒市小型無人航空機管理運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市が所有する小型無人航空機の安全かつ適正な運用を図るため、航空法（昭和27年法律第231号）、電波法（昭和25年法律第131号）、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号。以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、民法（明治29年法律第89号）その他関係法令に定めるもののほか、管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、小型無人航空機（以下「ドローン」という。）とは、航空法に定義される無人航空機のうち、カメラを搭載し映像転送機能を活用した空撮が可能なものをいう。

(運用の範囲)

第3条 ドローンは、森林及び農地の現地調査、鳥獣被害防止対策等を目的として運用する。また市長が特に必要と認めるときは、その必要と認める範囲内で運用することができるものとする。

(運航管理者)

第4条 ドローンの運航管理者（以下「運航管理者」という。）は、農林課長及び農業委員会事務局長とする。

2 運航管理者は、ドローンの維持管理及び現地調査における運航管理を統括する。

3 運航管理者は、国土交通省航空局標準マニュアルをもとに無人航空機飛行マニュアル（以下「無人航空機飛行マニュアル」という。）を作成し、維持管理しなければならない。

(運航責任者)

第5条 運航責任者（以下「運航責任者」という）は、運航管理者に指名されたものとする。

2 運航責任者は、運航時の指揮及び周辺の安全管理を実施しなければならない。

3 運航責任者は、操縦者（以下「操縦者」という。）又は監視員（以下「監視員」という。）を兼ねることができる。

(操縦者)

第6条 操縦者は、運航管理者に指名されたものとする。

2 操縦者は、ドローンの維持管理及び現地調査における操縦を行う。

3 操縦者は、飛行経歴を有し、安全飛行に関する知識を熟知していること。

4 前項の資格を有しない者は、資格を有する者の指示のもと、国土交通省によるドローンの飛行に関する許可・承認審査を要しない空域及び条件の範囲内で飛行できる。

(監視員)

第7条 監視員は、運航責任者に指名されたものとする。

2 監視員は、運航責任者又は操縦者の指示の下に活動するものとする。

3 監視員は、ドローンの飛行状況及び周囲の状況を監視し、操縦者が安全に飛行させることができるよう安全確認を行う体制をとるものとする。

(保管)

第8条 ドローンは、農林課で保管し、その管理は運航管理者が行うものとする。

(運航の体制)

第9条 ドローンの運航は、運航責任者、操縦者及び監視員の構成で実施しなければならない。

(運航の禁止空域)

第10条 運航管理者は、操縦者にドローンを運航させる場合は、航空法その他関係法令に従って運航するもの

とし、次に掲げる空域で運航をさせてはならない。ただし、国土交通省による無人航空機の飛行に関する許可・承認審査で許可又は承認された場合はこの限りではない。

- (1) 航空法で定める空港等の周辺の空域
- (2) 地上又は水面から150メートル以上の空域
- (3) 人口集中地区に指定されている上空

2 国土交通大臣が指定し、航空局ホームページ、Twitterにて周知する緊急用務空域では、飛行してはならない。

(運航の条件)

第11条 運航責任者は、操縦者にドローンを運航させる場合は、航空法その他関係法令により次に掲げる条件を満たしていることを確認しなければならない。

- (1) 日の出から日の入りまでの日中における運航であること。
- (2) 目視できる範囲内において、ドローンとその周囲が常時監視できること。
- (3) 人又は建物等の物件との間に30メートルの距離を保っていること。
- (4) 祭礼、縁日などの多数の人が集まる催し物会場等の上空でないこと。
- (5) 危険物、火薬類、凶器等の搬送でないこと。
- (6) 機体から物品を投下する運航でないこと。

2 前条ただし書の規定は、前項の規定に準用する。

(安全管理)

第12条 運航責任者又は操縦者は、無人航空機飛行マニュアルに掲げるドローンの整備・点検を行わなければならない。

2 ドローン運航中に操縦不能となった場合でも、人身及び物件に被害を及ぼさないように周囲の安全を確保すること。

3 ドローンのバッテリー残量を常に確認しながら運航させること。なお自動帰還機能を具備するドローンの機種については、飛行中の電波障害、バッテリー低下に備えて離陸時に自動帰還機能を設定するものとする。

4 その他現場状況により安全運航に必要な措置を講ずること。

(交通に影響する場所の運航)

第13条 運航責任者又は操縦者は、鉄道及び鉄道関係敷地内付近でドローンを運航する場合は当該鉄道の関係者に、道路及び道路関係敷地内付近でドローンを運航する場合は当該道路の関係者に運航許可等を求め、許可を得なければならない。

2 前項に掲げるもののほか、その他交通に影響する場所でのドローンの運航は、関係機関に運航許可等を求め、運航が許可された場合のみ運航することができるものとする。

(電気施設付近の飛行)

第14条 変電所、電波塔及び無線施設、電柱、電線及び高圧線の付近など電波障害の危惧される所では運航してはならない。

(運航の条件)

第15条 降雨、降雪、強風、落雷、霧その他安全な運航の確保が困難な場合は、飛行してはならない。

(届出)

第16条 操縦者は、使用前までにドローン使用届出書(様式第1号)を運航管理者に提出しなければならない。

(報告)

第17条 運航責任者又は操縦者は、ドローン使用後にドローン使用報告書(様式第2号)を作成し、運航管理

者に提出しなければならない。

2 操縦者は、ドローンを運航する前及び運航した後は、外観、カメラ、モーター、プロペラ、バッテリー、操作モード、プロポ、メモリーカード、ネジのゆるみについて点検し、部品の破損、劣化等により部品を交換した場合は、その旨をドローン使用報告書に記載しなければならない。

3 運航責任者は、前項による点検整備の結果、特筆すべき事項があった場合は、直ちに運航管理者に報告しなければならない。

(事故への対応)

第18条 ドローンの運航中に事故が発生した場合は、運航責任者は速やかにその場の安全対策を講じ、状況確認と2次被害が起こらないよう努め、運航管理者及び警察署その他関係機関に連絡し、適切な事故対応を行わなければならない。

2 前項の場合において、運航管理者は当該事故対応について状況把握に努め、適切な指示を行うものとする。

3 運航責任者又は操縦者は、第1項の事故対応についてドローン事故報告書(様式第3号)を作成し、運航管理者に提出しなければならない。

4 墜落等の事故に備え、損害賠償保険、動産保険に加入するものとする。

(画像及び動画の保存)

第19条 ドローンで撮影した画像及び動画(以下「画像等」という。)の取扱いについては、プライバシー及び個人情報の保護に十分に注意するものとする。

2 運航責任者及び操縦者は、現地調査対象区域に人がいないことを確認した後、撮影を行うものとする。人がいる区域の撮影を行わざるを得ない時は、人の顔の識別ができない適切な距離、高度から撮影を行うものとする。

3 ドローンで撮影した画像等については、運航責任者及び操縦者が保有する磁気ディスク等に移動、保管し、使用目的が完了した場合、速やかに消去するものとする。

4 人の顔等を識別できる画像があった場合は画像等の消去またはスクランブル処理を行い、複数人で処理確認をするものとする。

(利用する電波の周波数帯)

第20条 ドローンについては技術基準適合証明を受けたものであり、利用する電波は総務省の定める周波数帯とする。

(その他)

第21条 ドローンの安全運航に関して、この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

様式第1号(第16条関係) ドローン使用届出書

ドローン使用届出書

運航管理者

(宛先)
運航管理者

届 出 日 年 月 日

届 出 者

所 属 農林課・農業委員会事務局

氏 名

使用日時	年 月 日	開始 時 分	終了 時 分
飛行場所	(地図を添付すること。)		
体制 <small>※運航責任者は、操縦者又は監視員を兼ねることができる。</small>	運航責任者	(所属) 農林課・農業委員会事務局 (氏名)	
	操縦者	<input type="checkbox"/> 運用責任者と同じ (所属) 農林課・農業委員会事務局 (氏名)	
	監視員	<input type="checkbox"/> 運用責任者と同じ (所属) 農林課・農業委員会事務局 (氏名)	
飛行目的	<input type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> 訓練、研修 <input type="checkbox"/> その他() 詳細		
その他必要な事項	・航空法許可、承認(<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 許可済 <input type="checkbox"/> 実施予定) ・小型無人機飛行禁止法通報(<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 通報済 <input type="checkbox"/> 通報予定) ・その他の許認可について ()		
受付欄	備考欄		

注意 ドローンを使用する場合は使用までに、使用届出書を運航管理者に提出してください。
航空法、小型無人機飛行禁止法等手続きを行う場合は許可が下りてから提出してください。

様式第2号(第17条関係) ドローン使用報告書

ドローン使用報告書

(宛先)

運航管理者

運航管理者

報告日 年 月 日

届出者

所属 農林課・農業委員会事務局

連絡先

氏名

飛行目的	<input type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> 訓練、研修 <input type="checkbox"/> その他()			
使用日時	年 月 日() 時 分 ~ 時 分			
飛行状況	時間 分	最大高度 ｍ	最大距離 ｍ	
気象状況	<small>(風向、風速は気象情報を参考に記入してください。)</small> 天候 風向 風速			
飛行場所				
飛行概要	<small>(実施した内容について具体的に記述してください。)</small>			
運航者	運航責任者		操縦者	
	監視員			
機体点検状況	使用後	確認状況	使用後	確認状況
	外観(ゆがみ、はずれ等)	<input type="checkbox"/>	カメラの動き	<input type="checkbox"/>
	モーターの異音	<input type="checkbox"/>	機体にゴミ等の付着	<input type="checkbox"/>
	プロペラの変形、破損等	<input type="checkbox"/>	ネジ等の緩み	<input type="checkbox"/>
	バッテリー残量	<input type="checkbox"/>	モーター等の異常発熱	<input type="checkbox"/>
	プロポ異常有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり()		
	操作モード	<input type="checkbox"/> 操作モードをモード1に戻す		
	バッテリー	<input type="checkbox"/> バッテリーの充電を開始する		
	メモ리카ード	<input type="checkbox"/> メモ리카ードを消去する		
	交換部品	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり()		
備考				

様式第3号(第18条関係) ドローン事故報告書

運航管理者

ドローン事故報告書

(宛先)

運航管理者

報告日 年 月 日

届出者

所属 農林課・農業委員会事務局

氏名

事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃
操縦者の氏名	職名 氏名
飛行目的	
飛行場所 (所在地)	※詳細な場所については地図を添付すること。
事故等の概要	状況： 死傷者等の情報： 物件等の破損状況： ※機体及び物件の破損状況の写真を添付すること。 ※詳細な事故の状況を示す図面を裏面記載または添付すること。
事故の要因と 思われる事項	
運航管理者 指示・対処	